

感染症対策指針

ワインライフ合同会社

感染症対策指針

感染症の予防およびまん延防止のための指針

1. 訪問介護事業所ウインライフヘルパーステーション（以下「事業所」という）は、利用者および従業者等（以下「利用者等」という）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのため事業所は、感染症の原因の特定およびまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

2. 注意すべき主な感染症

事業所があらかじめ対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

- (1) 利用者および従業者にも感染がおこり、媒介者となりうる感染症
集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等
- (2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA感染症）、緑膿菌感染症等
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症
肝炎（B型肝炎、C型肝炎）等

3. 感染症発生時の具体的な対応

(1) 平常時の対策

- ① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。
また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ) 職員の健康管理
 - ロ) 利用者の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年1回以上の「研修」（含む入職時）を定期的に実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年1回以上の「訓練」を定期的に実施する。

⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

(2) 発生時の対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護および安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- イ) 発生状況の把握
- ロ) 感染拡大の防止
- ハ) 医療措置
- 二) 市区町村への報告
- ホ) 保健所および医療機関との連携

4. 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者および家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- (1) 事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者をもって「専任の感染対策を担当する者」（以下「担当者」という）とする。
- (2) 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- (3) 委員会は、定期的（年1回以上）かつ必要な場合に担当者が招集する。

委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。

- ア 事業所内感染対策の立案
- イ 指針・マニュアル等の整備・更新
- ウ 利用者および従業者の健康状態の把握
- エ 感染症発生時の措置（対応・報告）
- オ 研修・教育計画の策定および実施
- カ 感染症対策実施状況の把握および評価

5. 従業者に対する研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防およびまん延の防止のための研修」および「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

(1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

(2) 定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年2回以上実施する。

(3) 訓練（シミュレーション）

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

6. 指針の閲覧

「感染症の予防およびまん延の防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者および家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

＜変更・廃止手続＞

本方針の変更および廃止は、理事会の決議により行う。

＜附則＞

本方針は、2022年4月1日から適用する。